

○よくある質問

【申請前の相談】

Q：市町村役場や保健所に公害苦情相談をした後でなければ、審査会に調停等の申請をすることはできないのですか。

A：いいえ。あらかじめ公害苦情相談をしていなくても、調停等の公害紛争処理を申請することはできます。

しかし、次のようなメリットがあることから、まずは市町村役場や保健所に公害苦情相談をされることをお勧めします。

- ・公害苦情相談は無料。
- ・公害に関する苦情は、公害苦情相談窓口で解決されることが多い。
- ・公害苦情相談では、よりスピーディーな解決が期待できる。
- ・いきなり調停等の申請をするよりも、まず公害苦情相談による解決を探った方が相手方の心理的抵抗感が少ない。
- ・公害苦情相談をしておけば、後に調停等の申請をすることになった場合でも、被害に関するデータ（例：騒音測定値等）を活用できることがある。

Q：公害による被害が発生していない場合、調停等の申請はできないのですか。

A：いいえ。公害紛争処理制度が対象とする「紛争」には、「すでに発生した被害に係る紛争」のほか、「将来発生するおそれのある被害に係る紛争」も含まれるので、申請できます。

Q：調停の申請は、どんな人可以しますか。

A：紛争当事者である、個人、法人又は法人に準じた団体です。

法人又は団体の場合は代表者の署名押印、未成年者の場合は親権者の署名押印が必要になります。（ただし、未成年者であっても婚姻している場合は、親権者の署名は不要です。）

また、申請は公害の被害者に限らず紛争の当事者であれば、公害発生源側からもすることができます。

Q：調停の申請をすると、同一事件で民事訴訟の提起（または民事調停の申し立て）をすることができなくなりますか。

A：いいえ。することができます。ただし、次の点に留意してください。

[調停が係属中の場合]

調停手続を一時停止して、訴訟の状況を見る場合があります。なお、これまでの調停の経過から、当事者間の合意が成立する見込みがないと判断される場合は、調停が打ち切られます。

[調停成立後の場合]

調停成立後、当事者の一方が調停で合意した義務を果たさない場合、他方の当事者は、審査会に対して「義務履行の勧告」を申し出ることができます。

Q：仲裁の申請をしたときは、同一の事件で訴訟を提起することはできますか。

A：原則としてできません。

仲裁は、当事者が裁判所において裁判を受ける権利を放棄して、紛争解決を仲裁委員会の判断に委ねるものです。

しかし、次の場合には、当事者は管轄裁判所に訴えを提起することができます。

- ・ 仲裁判断に一定の事由がある場合の仲裁判断取消しの訴え。
- ・ 当事者が審査会に対し、仲裁委員の忌避の申立てをしたにもかかわらず、忌避の理由がないと判断された場合の仲裁委員の忌避の訴え。

Q：一度調停の申請をしましたが、不調に終わりました。同じ公害事件について再度調停の申請をすることはできますか。

A：場合によります。

前回不調に終わった調停の事実関係が年月の経過とともに変わっている場合には、審査会は調停申請を受理したうえで、調停手続を進めるか検討をします。

前回の調停打ち切り後、状況に変化がない場合は審査会は調停しないことがあります。